令和８年（フ）第１７６号
千葉県山武市松尾町猿尾265番地１　パントリーハウスＡ205
債務者　宮内ゆかり
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１８６号
千葉県大網白里市駒込1379番地１　サンコーポ101
債務者　内海　麗子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１２６号
愛知県豊橋市新栄町字鳥畷26番地　ルージュブランＢ103
債務者　近藤　香織
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２１８号
愛知県豊橋市上地町37番地３　ハイツ上地206
債務者　馬場　樸生
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２６６号
函館市堀川町28番13号　メゾンサンリット203
債務者　石岡　咲希（旧姓高階）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３９０号
函館市本通２丁目13番24―306号
債務者　沼田　愛菜
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３９４号
函館市大町６番４号
債務者　松村　優哉
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４０１号
函館市美原３丁目８番17号　純パレス３号33
債務者　福田　潤子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１５５４号
さいたま市南区四谷２丁目10番８―307号
債務者　荒浪　史帆
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４４号
千葉県山武郡九十九里町小関2916番地２
債務者　瀬尾日登美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１８０号
千葉県大網白里市みどりが丘１丁目１番地16ベルＢ　102
債務者　千葉　美怜
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１４４２号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘３棟311号、従前の住所愛知県豊田市四郷町天道99番地252
債務者　寺沢　孝利
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５０９号
名古屋市千種区向陽１丁目11番14号　池下ホームズ412号、従前の住所名古屋市北区稚児宮通１丁目28番地の１　アンフィニコート黒川203号
債務者　加藤　翔太
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８１４号
名古屋市中村区並木２丁目210番地
債務者　加納よしみ
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２００８号
愛知県春日井市出川町７丁目15番地３
債務者　新原　真弓（旧姓児玉）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０７２号
名古屋市昭和区八雲町33番地　クオリシティ山手102号
債務者　河合　淳一
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１６１号
名古屋市中村区城主町３丁目13番地の３　ロアール城主301号
債務者　堀内由里亜
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部